



平成20年12月26日

自動車交通局

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正等について
～自動車等のマフラー(消音器)に対する騒音対策の強化等～

国土交通省は、本日、自動車等のマフラー(消音器)に対する騒音対策の強化のため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)等を一部改正するとともに、「後付消音器等の性能等を確認する機関の登録規程」(平成20年12月26日国土交通省告示第1534号)を制定しました(別紙1)。

また、細目告示の一部改正により、排出ガスを浄化する尿素選択還元型触媒システム(尿素SCRシステム)等の機能維持に関する要件について明確化を行いました(別紙2)。

これらの改正に先立って行いましたパブリックコメント((騒音関係)平成20年6月25日～7月25日、(排出ガス関係)平成20年8月15日～9月15日)の結果につきましては、国土交通省のホームページに公表しています。

自動車等のマフラー(消音器)に対する騒音対策の強化について

1. 背景

- (1) マフラー(消音器)を交換すること等により、大きな騒音や人が不快と感じる騒音をまき散らす自動車・原動機付自転車(以下「自動車等」という。)が後を絶たない状況にあり、問題となっています。これまで、自動車等が発する騒音に対しては、「近接排気騒音基準」が定められており、車両型式認証(自動車の型式指定等¹)、車検並びに整備命令及び不正改造等の禁止の規定²等において適用されてきました。しかしながら、これらの規制のみでは、不適切なマフラーの装着等により大きな騒音を撒き散らす車両を、必ずしも十分に排除できていません。
- (2) このような状況を踏まえ、平成16年7月、国土交通省は環境省と合同で「自動車排気騒音対策検討会」を設置し、交換用マフラー事前認証制度の導入を柱とする、不正改造車等の排除方策について検討を重ねてきました。また、平成17年6月には、環境大臣より中央環境審議会に対し、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」諮問され、使用過程車の騒音対策をはじめとして審議が行われてきました。
- (3) 今般、「自動車排気騒音対策検討会」における検討結果、及び平成20年12月18日付けの中央環境審議会中間答申において早急に実施すべき使用過程車に対する騒音低減対策として、「マフラーの事前認証制度を導入し、認証されたマフラーへの表示を車検等において活用することが適当である。」とされたことを踏まえ、以下の通り関係法令を整備しました。

1 車両型式認証においては、加速走行騒音基準及び定常走行騒音基準も適用されている。

2 整備命令及び不正改造等の禁止の規定は、検査対象自動車及び軽二輪自動車に対して適用が可能。

2. 騒音対策強化の概要

平成20年12月26日公布の下記告示による措置の概要は、(1)～(3)のとおりです。詳しくは、下記告示を参照ください。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年12月26日国土交通省告示第1532号)(以下、本告示による一部改正後のものを「細目告示」という。)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年12月26日国土交通省告示第1533号)(以下、本告示による一部改正後のものを「適用関係整理告示」という。)

「後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程」(平成 20 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1534 号)

(1)マフラーの構造・性能に係る要件

騒音低減機構を容易に除去することができる構造の禁止

自動車等に備えるマフラーについては、これまで、「全部又は一部が取り外されているもの」、「切断されているもの」、「内部の騒音低減機構が除去されているもの」及び「破損又は腐食があるもの」を基準不適合としています。今般、これらに加えて、「消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造のもの」も基準不適合とします。(この基準は、車両型式認証、車検、整備命令及び不正改造等の禁止の規定等において適用し、不適合のものは車検時に不合格とされる等の処分を受けます。)

(細目告示第 40 条第 2 項、第 118 条第 2 項、第 196 条第 2 項、第 252 条第 2 項、第 268 条第 2 項、第 284 条第 2 項)

使用過程車及び並行輸入車等のマフラーに対する加速走行騒音防止性能の義務付け

使用過程車については、これまで、近接排気騒音規制値に適合することを義務付けていますが、これに加えて、そのマフラーに対し、「加速走行騒音を有効に防止するものであること」を新たに義務付けます。また、並行輸入車など、車両型式認証を受けていない自動車等のマフラーにも同様の要件を課します。具体的には、次のイ又はロのマフラーは当該基準に適合するものとします。なお、乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるマフラーは、当該基準の適用対象外とします。(いずれにも該当しないマフラーは車検に合格しないこととなります。)

イ 次のいずれかの表示があるマフラー

- () 純正品表示 (車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示)
- () 装置型式指定品表示 (自マーク)
- () 性能等確認済表示 (登録性能等確認機関((2)参照)が確認した交換用マフラーに行う表示)
- () 国連欧州経済委員会規則(ECE 規則)適合品表示 (E マーク)
- () 欧州連合指令(EU 指令)適合品表示 (e マーク)

ロ 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

- () 加速走行騒音レベルが 82dB(原動機付自転車は 79dB)以下である自動車等
- () 加速走行騒音レベルが ECE 規則又は EU 指令に適合する自動車等

(細目告示第 118 条第 3 項、第 196 条第 3 項、第 268 条第 3 項、第 284 条第 3 項)

適用時期

平成 22 年 4 月以降に製作される自動車等(輸入車を含む。)に適用します。

(適用関係整理告示第 27 条第 23 項及び第 24 項並びに第 71 条第 10 項及び第 11 項)

(2) 交換用マフラー事前認証制度の創設

交換用マフラー市場において有効な騒音防止性能を有するマフラーが適切に選別される環境を整備すること等を目的として、交換用マフラーの騒音防止性能等を予め確認する機関を国土交通大臣が登録し、当該登録を受けた機関(登録性能等確認機関)が性能等を確認したマフラーには、「性能等確認済表示」を表示する等の制度を大臣告示により創設しました。なお、乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるマフラーは、当該制度の対象外です。本告示は、公布の日から施行します。

(告示：後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程)

(3) 騒音試験法の一部見直し等

ハイブリッド自動車等の近接排気騒音試験法を定めました。

(細目告示別添 38 中 5.3)

加速走行騒音試験に使用する路面は、当分の間、車両型式認証の場合を除き、非 ISO 路面であっても良いこととします。

(細目告示別添 40 中 3.)

適用時期

及び は、公布の日から適用します。

3. 交換用マフラー等に対する今後の騒音規制

交換用マフラー及び並行輸入車等のマフラーの加速走行騒音防止性能に係る規制については、車両の型式認証時に適用される性能要件相当まで強化することを念頭に見直しを行う必要があります。このため、ECE 規則の改定の動向等を踏まえつつ、今般導入の規制効果を見極めた上で、速やかに規制強化について検討を開始します。

尿素SCRシステム等の機能維持に関する要件の明確化について

1. 背景

- (1) 近年の排出ガス規制の強化に対応するため、排出ガス発散防止装置として尿素選択還元型触媒システム(以下「尿素SCR」という。)を搭載したディーゼル自動車が開発・販売されており、今後、平成21年排出ガス規制(ポスト新長期規制)が適用されることに伴い、尿素SCRの搭載された自動車が増加することが予想されます。
- (2) 尿素SCRは、排出ガス中に尿素水を噴霧し、触媒の化学反応で窒素酸化物(NO_x)を減少させるものですが、その機能を適切に発揮させるためには、自動車ユーザーによる尿素水の適切な管理が必要です。
- (3) これに関して、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)では、排出ガス発散防止装置については、「原動機の作動中、確実に機能するものであること。」と定められていますが、尿素SCRの適正な品質の尿素水を必要量補給することが重要となるため、同システムの機能維持に関する要件を明確化する必要があります。

2. 改正の概要

平成20年12月26日公布の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」(平成20年12月26日国土交通省告示第1532号)(以下、本告示による一部改正後のものを「細目告示」という。)による措置の概要は、以下のとおりです。

・排出ガス発散防止装置の機能維持規定の一部変更

尿素SCRやディーゼル微粒子除去装置(DPF)に関して、これら装置の取付けが確実にでないもの又は損傷があるものは、基準に適合しない旨の明確化を行いました。

(細目告示第41条第2項、第119条第2項及び第197条第2項)

排出ガス発散防止装置としての機能を発揮するために、還元剤等を補給する必要がある構造装置に関して、所要の補給がなされていないものは、基準に適合しない旨の明確化を行いました。

(細目告示第41条第2項、第119条第2項及び第197条第2項)

適用時期

公布の日から適用します。